

【新型コロナウィルス感染症の景気復興対策】

津南町消費拡大キャンペーン第2弾 補助金

概要

令和3年度に新型コロナウィルスの影響により停滞した地域経済の回復のため、町内事業者自らが企画実行する顧客誘導施策（以下キャンペーン）を実施しました。令和4年度は、新しい施策に挑戦し、力強く復活する商業を目指し、キャンペーン実施に伴い減少した収入と経費について補助限度額内において補助します。

対象事業者

飲食店、宿泊業、卸売小売店、製造業、サービス業

※卸売業、製造業、サービス業は、町内の住民向けに直接販売及びサービスの提供をしている事業に限る。

対象要件

- ・キャンペーンと合わせてチラシ、SNS等によって広告宣伝を行うこと。
※第2弾は、SNSのみでの広告宣伝も可とします。ただし、事務局に事前に報告が必要です。
- ・事業者単独、もしくは、複数事業者の連携によるキャンペーンを行うこと。
- ・個人の場合、町内に事業所があること。
- ・法人の場合、町内に事業所または営業所があること。
- ・町内に本拠地を持つ中小企業、小規模事業者であること。※中小企業も対象としました。
- ・町税の滞納がないこと。
- ・感染予防対策を実施したうえで取り組むこと。

補助額

補助対象経費もしくは、補助限度額のいずれか低い額 ※千円未満切捨て

1. キャンペーン事業 ※最大40万円の限度額！！

項目	補助限度額
キャンペーン経費（基本）	20万円
電子決済導入事業者（加算）	+5万円
SNS導入やGoogleマイビジネス導入（加算）	+5万円
地域資源活用新商品開発（加算）	+10万円

※キャンペーンの取り組み内容によって限度額がアップします。

2. 広告宣伝事業

補助限度額：チラシ、新聞広告、SNS、ラジオCMなど 10万円

※経費の支出がしっかりとわかるもののみ対象。

補助対象

1. キャンペーン

【対象経費】（税抜き）

- ・割引セールなどに伴い減少する収入。ただし、割引率50%以内
- ・キャンペーンのために臨時に発生した人件費を除く経費

2. 広告宣伝

【対象経費】（税抜き）

- ・新聞折り込みのチラシ、新聞、ラジオCMなどの広告に係る掲載費用

※自社による制作による人件費等は対象としない。

事業の申請方法

1. 交付申請書（様式第1号）を作り、津南町商工会に提出。

2. 交付決定通知を受ける。

3. 広告宣伝後にキャンペーンを実施。

※事業途中で、補助金の概算払いを受けることができます。

4. 事業終了後に実績報告書を津南町商工会に提出。

5. 町から実績に応じた補助金額の支払いを受ける。

申請方法

申請書を記入し添付書類を添えて津南町商工会に令和4年11月30日までに申請してください。

※町ホームページに、申請書と申請書の記入例などを掲載しますので、ご確認ください。

※申請書等の提出先は、津南町商工会になります。

【お問い合わせ先】

〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地
津南町役場観光地域づくり課 Tel: 025-765-5454